

吉川市住宅改修費補助事業のご案内

市内の施工業者を利用した住宅リフォームの工事費※の一部を補助いたします。

※住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事も含まれます。

申し込み方法

吉川市役所2階 商工課窓口にて書類受付、または郵送（消印有効）※FAXでの受け付けはできません。

受付期間

令和5年4月3日（月）から5月31日（水）まで

※申請者が多数の場合には、**抽選**により決定します。

抽選結果は市HPにて当選番号で発表し、また6月9日（金）までに申請者全員に発送します。

補助額等

補助対象工事費用（税抜）の10%（千円未満切捨て） 限度額10万円

※原則見積額が補助の対象ですが、実際の工事額が見積額より下がった場合は、その額を対象とします。

※補助金の交付は、1つの住宅につき1回限りとします。

申請資格（すべてに該当すること）

- ・補助金の交付申請時において、市内に1年以上住民登録をしていること。
- ・リフォームする住宅の所有者であり、かつ、その住宅に居住していること。
- ・補助金の交付申請時において、市税の滞納がないこと。
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと。



©yoshikawa

対象住宅

- ・対象者が市内に所有する個人住宅。

※区分所有の集合住宅（マンション等）の場合は、個人の専有部分のみ対象となります。

※店舗等との併用住宅の場合は、居住部分のみ対象となります。詳しくは商工課までお問い合わせください。

対象工事（すべてに該当すること）

- ・市内に本店等を有する住宅改修施工業者が行うこと。

※営業所・支店等の場合は、書類一式が市内の店舗から発行されることが条件となります。

- ・工事額が20万円以上（税抜）であること。
- ・着手する前の工事であること。
- ・令和6年3月15日（金）までに完了し、工事完了報告書を提出できること。
- ・市が実施している他の住宅改修に係る補助金の対象とならないこと。

※対象工事の詳細については、対象工事の例を参照してください。

書類について ※手続きの流れは右のページをご覧ください。

※本人または同居の親族以外の方が申請書等の提出を行う場合は委任状の提出が必要。

【手続き①】 申込書提出時（改修工事前）に添付する書類

1. 吉川市住宅改修費補助金交付申請事前申込書
2. 改修工事の見積書の写し…市内施工業者の名称・所在地の記載、捺印のあるもの。対象工事以外の工事を見積書に含む場合は、金額の別が分かるようにすること。

【手続き②】 本申請時に（抽選に当選してから）提出する書類（改修工事前）

1. 吉川市住宅改修費補助金交付申請書（指定様式）
2. 住宅の所有者であることを証する書類
例 「令和5年度固定資産税・都市計画税 納税通知書（例年5月発送）の表紙及び令和5年度（土地・家屋）課税資産明細書の写し」 もしくは「登記簿謄本の写し」
※ご用意いただくのが難しい場合は、商工課までご連絡をお願いいたします。
3. 改修工事の見積書の写し…市内施工業者の名称・所在地の記載、捺印のあるもの。
4. 改修工事の設計図面…設計図面が必要ない場合（屋根・外壁の改修など）は提出不要。
5. 対象住宅の所在地案内図…住宅地図の写しなど。 ※必要に応じて現地調査を行うことがあります。
6. 改修工事前の現場写真…改修工事予定箇所のすべての現場写真。

【手続き③】 改修工事後に提出する書類

1. 吉川市住宅改修費補助金工事完了報告書（指定様式）
2. 改修工事の請負契約書の写し ※契約書を作成する予定がない場合はご相談ください。
3. 領収書の写し…市内の施工業者から発行されているもの。
4. 改修工事後の現場写真…改修工事完了後のすべての改修箇所の現場写真。
※工事前に提出したものと同一角度から撮影をしてください。
5. 建築基準法第7条に基づく検査済証の写し（建築確認申請が必要な場合）

【手続き④】 補助金額確定後に提出する書類

1. 吉川市住宅改修費補助金請求書（指定様式）
2. 振込先口座の通帳の写し
※通帳の1ページ目（口座名義がカタカナで書かれているページ）の写しを提出してください。

◆各指定様式は商工課窓口・吉川市ホームページで入手できます。



◆補助金の交付決定後に工事内容・見積もり金額の変更、工事中止の場合、変更申請（指定様式）を提出してください。（商工課にご相談ください。）

手続きの流れについて

※提出書類の詳細は左のページをご覧ください。

① 申込書の提出

※予算額を超えるお申し込みがあった場合 ⇒ 抽選

抽選結果は、6月9日（金）までに申請者に送付します。

② 本申請

当選の通知が届きましたら、【手続き②本申請時に提出する書類】をご提出ください。

書類審査

1週間程度かかります。必要に応じて現地調査を行います。

交付決定

交付決定通知書をご自宅へ送付します。

工事着工

交付決定通知を受け取り後、着工してください。

※交付決定前に着工した場合は補助金を交付できませんのでご注意ください。

③ 完了報告

工事完了後30日以内、または令和6年3月15日（金）のどちらか早い日までに、

【手続き③改修工事後に提出する書類】をご提出ください。

書類審査

1週間程度かかります。必要に応じて現地調査を行います。

交付確定

補助金額確定通知書をご自宅へ送付します。

④ 補助金の請求

補助金額確定通知書を受け取り後、【手続き④ 補助金額確定後に提出する書類】をご提出ください。

補助金の振込

指定口座に補助金を振り込みます。吉川市住宅改修費補助金請求書の受付から振込まで1か月程度かかります。

お問い合わせ先

制度に関するお問い合わせ：吉川市役所 商工課 商工観光係 ※施工業者のあっせんは行っておりません。

吉川市きよみ野1-1 ☎048-982-9697（直通）

住宅改修工事に関するご相談：吉川市商工会

住宅改修工事に関する相談窓口を開設しております。お気軽にご相談ください。

吉川市平沼1-21-16 ☎048-981-1211

対象工事の例

工事内容	補助	備考
既存住宅の増築工事	○	住宅の新築・建て替え工事は対象外
屋根・外壁※の改修工事	○	※断熱改修工事も対象
塀、門扉等の改修工事	○	車庫、駐車場、物置等は対象外
雨樋の修繕・架け替え工事	○	
壁紙・クロス・襖紙・障子紙の張替工事	○	
床の張替え、畳替え、建具の取り換え	○	
キッチン・浴室・洗面所・トイレ等の改修工事	○	
バルコニー・ベランダの設置・修繕	○	
窓ガラス※・カーテン・網戸等の交換	△	工事を伴う場合は対象 ※二重サッシ改修工事も対象
給湯器の脱着	△	工事を伴う場合は対象、給湯器単体の交換等は対象外
電気・水道・ガス配管工事	△	建物本体と一体化した箇所の工事は対象
耐震改修工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
手すりの取り付け、段差の解消工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
樹木の剪定、植栽工事	×	
家具・家電・照明器具の購入・設置	×	
防蟻工事、薬剤散布・塗布、消臭・抗菌処理等	×	
ハウスクリーニング、排水管清掃等	×	
電話・インターネットの回線引き込み工事	×	
合併浄化槽の設置工事	×	
太陽光発電設備の設置	×	

他の住宅改修関連補助制度

制度名	担当課	電話番号（直通）
介護（予防）住宅改修費支給 ※国の制度です。	長寿支援課	048-982-5119
居宅生活動作補助用具（学齢児以上）	障がい福祉課	048-982-5238
住宅用太陽光発電設備等設置事業補助金	環境課	048-982-9698
浄化槽設置整備事業補助金		
浄化槽雨水貯留施設転用補助金	河川下水道課	048-982-9982
木造住宅耐震改修補助金	都市計画課	048-982-9885

・詳細につきましては担当課に直接お問い合わせください。